

(地11)  
平成31年4月4日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

城 守 国 斗

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について  
(診療用放射線に係る安全管理体制等)

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて先般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事等に対して「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」の文書が発出されるとともに、同局地域医療計画課より本会に対して周知方依頼がありました。

本件は、診療用放射線に係る安全管理体制について、①安全管理責任者の配置、②安全管理指針の策定、③安全利用のための研修の実施、並びに④線量管理と線量記録等に関する省令改正等が行われたことについて周知を依頼するものです。

このうち、①の安全管理責任者については、常勤の医師又は歯科医師を原則とすること、②の指針については、今後、参考となる指針策定のための通知を発出予定であること、③の研修については、年1回以上とし、他の安全管理研修等と併せて実施しても差し支えないこと、また、診療用放射線に係る安全管理に係る規定の施行期日は経過措置として2020年4月1日とされておりますことにご留意頂ければと存じます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知につき、ご高配のほどよろしくお願いいたします。

追って、診療用放射線に関連して、医政局長通知「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」が発出されましたので、同封いたしましたことを申し添えます。